

●本号の内容	支援する会第4回総会	p1
	『ここから』東京上映会	p2
	和歌山広域協組事件、来年3月6日に控訴審判決	p3

新年度方針と役員体制を決定

12/16「関西生コンを支援する会」第4回総会

●潮目が変わりはじめた

12月16日、「関西生コンを支援する会」が第4回総会を联合会館で開催した。

昨年11月第3回総会以降の1年間で、「関西生コン事件」の潮目は徐々に変わりつつある。加茂生コン事件の逆転無罪判決（21/12/13 大阪高裁）、大津地裁の公判廷であきらかにされた検察官の組合つぶし発言（22/1/17、22/4/26）、そして11



月には無罪判決の吉田修さんが懲戒解雇取り消しを求めた裁判で解雇無効の勝訴判決が出された。労働委員会事件でも大阪府労委で救済命令を獲得した多くの事件が中労委で命令待ちの状態にある。

●弾圧は現在進行形

他方、2022年前半、大阪ストライキ事件では2次事件と1次事件の両方が控訴棄却。その後、最高裁は短期間で上告を棄却した。

さらに、滋賀県警が解雇撤回争議に公然と介入したり、ナニワ生コン事件では、懲戒解雇取り消しと原職復帰、団交応諾を命じた労働委員会命令を守れの街宣活動を刑事告訴するなど、大阪広域協組と警察が結託した権力弾圧は現在進行形でつづいている。

●2023年3月には2～3件の判決

2023年は、3月に2件、もしくは3件の判決が出される。

3月2日には、コンプライアンス第1事件の一審判決が大津地裁で出される。この事件は、建設現場の法令違反を指摘し、生コンの安売り防止を求めた産業政策活動が恐喝未遂や威力業務妨害とされたもので、大津地検は湯川委員長に懲役8年の実刑判決、他の組合員2名にも懲役4年6月と懲役4年の実刑判決を求刑している。

同月6日には、和歌山広域協組事件の控訴審判決が大阪高裁で出される。（3ページ記事参照）

さらに、年明け1月16日には武・前委員長の3つの併合事件の控訴審第1回公判が大阪高裁で開かれる。その日で結審すれば、次回期日と指定されている3月13日が判決となる。

●検証シンポジウムの開催と『ここから』上映運動

第4回総会の新年度活動方針は、こうした情勢に機敏に対応することを提起。2023年は、①3月23日（木）18:30～検証シンポジウムの開催（東京・联合会館）、②（2ページにつづく）

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合） お問い合わせ03-5830-6418

②1月～6月に、映画『ここから「関西生コン事件」と私たち』の上映運動に集中的にとりくむ、③「支援する会」の会員拡大にとりくむことなどを打ち出した。

また、新役員体制は以下のとおり決定した。

共同代表 鎌田慧（ルポライター）／佐高信（評論家）／海渡雄一（弁護士）／内田雅敏（弁護士）／木下徹郎（弁護士）＝新／藤本泰成（平和フォーラム共同代表）／菊池進（全日建委員長）

事務局長 勝島一博（平和フォーラム共同代表）

事務局次長 田中直樹（平和フォーラム事務局次長）＝新／小谷野毅（全日建書記長）／土屋トカチ（映画監督）

会計監査 市原まち子

映画『ここから「関西生コン事件」と私たち』

各地で上映会つづく

●「勇気をもらった」



愛知（10/23）、京都（11/6）につづいて、11月13日護憲大会ひろば（95人参加）、25日兵庫（100人）、さらに12月2日には静岡県平和・国民運動センター第30回総会（40人）、同月16日には東京・連合会館で「関西生コンを支援する会」が主催してなど、各地で上映会が開かれている。（写真上は12/16上映会でありさつする土屋トカチ監督。下は松尾聖子さん）

会場アンケートには、「勇気をもらった」「関西生コンと弾圧事件に対する認識を大きく改めさせられた」「SNS等で流されている内容とだいぶ違うことに驚いた」「事件を知っていたつもりだったが、なにもわかっていなかったなど思った」などの声が寄せられている。

兵庫の会の共同代表、岩佐卓也さん（専修大学経済学部教授）は、「関西生コンと弾圧事件に対する認識を大きく改めさせられた映画であった」と書き出される感想文を「関西生コンを支援する会 NEWS」27号に寄稿している。



●上映会や上映料金

上映料金 1人1200円（24頁カラーの解説パンフレット付）

上映会は20人以上でお願いします。

詳しくは●ページの要項をご参照のうえ、関西生コンを支援

する会メールまでお申し込みください。sien.kansai@gmail.com

【和歌山広域協組事件控訴審】

2023年3月6日に判決

12/12 控訴審第1回公判で結審（大阪高裁）

●元暴力団員を差し向けて組合活動を威嚇した側が免罪されて…

和歌山広域協組事件は、元暴力団員らを差し向けて組合活動を威嚇した和歌山広域協組の代表者に対し、事実関係の釈明と謝罪を求めたことが強要未遂と威力業務妨害とされた事件。反社会的人物らを使って団結権を侵害しようとしたことは明白なのに、ほんらい罪に問われて然るべき

側が免罪されて「被害者」のように振る舞い、反対に正当な抗議活動にとりくんだ側が逮捕、起訴され、刑事裁判にかけられるという理不尽な話なのだが、今年3月10日の一審和歌山地裁判決（松井修裁判長）は、和歌山広域協組には、そこに雇用されている関生支部の組合員が存在しないのだから、刑事免責が及ぶ組合活動の範囲には自ずと限界があるなどとして、武谷書記次長に懲役1年4月、執行猶予3年、その他2名の組合員にも懲役1年、懲役10月という有罪判決を出した。

●証拠調べせずに結審

弁護団は長文の控訴趣意書に加えて、刑法学者と労働法学者による鑑定意見書2通などを証拠請求したが、検察の不同意で採用されず、第1回公判で結審となった。

判決は来年3月6日。

なお、検察は、弁護側の控訴趣意書に対する答弁書において、一審判決に悪乗りして次のような主張を展開している。

●企業内組合しか認めない！

検察の思い上がり示す「答弁」

「暴力団関係者の介入の再発防止を求めるといった一種の組織防御としての目的があったとしても、それは、憲法28条及び労働組合法が特別の保護の対象としている、労働組合と使用者との間の労使関係に基づく対抗関係の表現としてのものではなく、単に、関生支部と広域協の2つの団体の間に生じた紛争を自ら解決しようとする目的にほかならないから、かかる目的に基づく行為に関しては、労働組合以外の各種団体に対して認められるものと同等の範囲内で、その活動の自由が保障されているだけであり、労働組合としての特別の免責が認められる余地はないと解される。

したがって、被告人らの前期目的は、そもそも労働組合法1条2項にいう正当な目的とは認められず、憲法28条及び労働組合法が労働組合に保障する免責の対象外というほかはなし。

検察がここまで図に乗って憲法と労働組合法を論ずるのを、私たちは許すのか？